

新型コロナウイルスに対する感染防止対策（R3年4月改定）

甲斐市立敷島北小学校 令和3年4月1日

I 学校の衛生管理(感染防止対策)

1. 校舎内外の消毒の実施

(1) 校舎内の消毒・衛生管理

①換気（朝の登校前に窓の開放をする）

②1日1回の消毒の実施。（多数が手を触れる場所を重点的に行う。必要に応じ2回以上実施。
（換気・消毒後に『教室環境チェックリスト』への記入。）

③通常の清掃による衛生管理。

(2) 校舎外（運動場・遊具など）

①遊具の消毒は、原則1日1回の消毒作業の実施。

②一輪車、ボールなど児童が共用するものは1日1回の消毒

2. 手指消毒用消毒剤の準備・配置（丁寧な手洗いを原則とする）

(1) 各教室入り口に配置する。（石鹸による手洗いを徹底させることを優先する。）

(2) 正面玄関（来校者用）の手指消毒剤の設置。

(3) 消毒剤等を確保する。

3. 職員の衛生管理

(1) 朝の検温をする。（検温結果の把握）

(2) マスクの着用、手洗いの励行。

(3) 児童との接触の配慮（必要最小限にとどめる）

II 児童の学校生活における感染防止対策・衛生管理

1. 児童の衛生管理・感染防止対策

(1) 『密』が重ならない生活を基本とする。 ※「密室」・「密接」・「密着」の回避。

(2) 登校から下校までを含め、学校での生活中は原則としてマスクを着用する。

※予備マスクの持参（ランドセルに入れておく）

※マスクを着用しない場合については、それぞれの項で示す。

(3) ハンカチ2枚を携行させる。 ※ハンカチやタオル等の共用は絶対に避ける。

(4) 登校前の『健康チェック表』への記入を徹底する。

2. 登下校中の感染防止対策

(1) 登校班は常に1列で歩行する。（横に2列以上にならない。）

※高温が予想される場合、人との間隔をあける、または傘（日傘）を使用することで、人との間隔が確保できる場合、会話を慎むことを原則にマスクの着用はしなくてもよい。

(2) スクールバスでは、席を空けて座る。安全を確保したうえでの換気をする。

(3) 信号待ち、横断待ちの最中は、密集しないように安全を確保しながら間隔をあけて待つ。

(4) 下校時も、横2列にならないように、1列歩行をする。

※人との間隔をあけて会話を慎むことができる場合は、高温時にはマスクの着用はしなくてもよい。

3. 学校生活における感染防止対策

(1) 登校後の対策

①登校したら、石鹸での手洗い後に校舎に入る。雨天等の場合は、校舎に入ってから、教室前の手洗い場で手洗いをする。

②教室に入ったら、健康チェックカードを提出する。

(2) 授業における感染防止対策

①人との間隔が十分確保できる場合などは、マスクの着用はしなくてもよい。

②授業中は常に換気をする。休み時間には窓を開放して換気する。

(常時の換気ができない場合には、1単位時間内に2回以上の換気を行う。)

③教室での学習は、可能な限り机を離す。

④グループ活動(話し合いを含む)は、マスクを着用し、活動時間を限定して実施する。

⑤3つの「密」を避けるために、学習活動によっては、ワークスペース、多目的室など、少人数による学習活動を行う。(TT体制が取れる時間を有効利用する。)

⑥教室移動の際は、間隔をあけて1列で移動する。

⑦特別教室での授業は、『3密』の条件が回避できるように工夫できる内容の場合に実施する。

⑧音楽の授業では、発声を伴うものは換気などの対策をとって行う。鍵盤ハーモニカ、リコーダーなどは人との間隔を確保し、長時間の活動とならないようにして行う。

※全日本合唱連盟ガイドラインより(前後2m、左右1m間隔をとり、向かい合わないようにする。マスク着用が望ましい。)

⑨体育の授業は、十分な間隔(2m以上)が確保できる活動では、マスクの着用は不要とする。体育館での活動では、十分な換気を行う。

(3) 休み時間の感染症対策

①教室から出る場合、密集した状態での移動を避けるために、時間差の退出、1列退出などの工夫をする。

②遊具等を使った場合は、使用後に必ず手洗いをさせる。

③『密』にならない遊びをするように指導する。

④図書室は学年利用日(時間)を決め、休み時間などは、貸し借りのみの対応とする。

⑤下駄箱付近での密集を避けるために、複数学年が出入りするところでは低学年を優先とする。

⑥トイレの順番を待つときは廊下で待つ。

(4) 給食時の感染防止策・衛生管理

①準備での石鹸での手洗いを徹底させ、マスク、給食着を着用させる。

②配膳前に配膳台と机の消毒をする。

③全員が前を向いて食事をする。

④「いただきます」のあいさつ後にマスクを取り、「ごちそうさま」のあいさつはマスクをしてからにする。

⑤食事中の私語は「つぶやき(1の声まで)」にする。

⑥「おかわり」などの対応は教師が行う。

⑦準備、片付けの際には、時間差を作る、互いの距離を取るなどの工夫をする。

⑧体調不良で欠席後の児童は、1週間は給食当番をしない。

⑨歯ブラシは自己管理をさせる。(当面、歯磨きはしない)

(5) 清掃時の感染防止策・衛生管理

①清掃中は、原則としてマスクを着用し、換気をしながら行う。

②「サイレントクリーン」の励行。

③はじめの会、反省会は間隔を取って行う。(両手間隔)

④清掃後の手洗いを徹底する。

⑤清掃用具の衛生管理をする。

(6) 校外学習時の感染防止策

- ①バス移動の場合、換気を行い、車内での会話を慎む。
- ②見学場所の感染症対策を確認し、対策が十分な場所・施設のみを対象とする。
- ③食事の際は、互いの感覚を十分開けて、感染防止ができる方法での食事とする。
- ④消毒剤等を持参し、いつでも使用できるようにしておく。

Ⅲ 児童への感染防止教育と心のケア

1. 感染防止教育

(1) 感染予防の原則についての指導

- ①マスクの着用の徹底。
- ②石鹸による手洗いの指導・励行。
- ③咳エチケットの指導・励行。
- ④『密』の回避の指導。
- ⑤抵抗力をつけることの指導。

(2) 学校内での感染防止措置についての指導

※Ⅱの項目についての指導の実施

2. 心の教育

(1) 以下の内容を子どもたちに指導し考えさせる。

- ①感染症にかかる可能性はだれにでもあること。
- ②感染症になった当事者の想いに寄り添うことの大切さ。
- ③事実として起きている「差別」の悲しさを考える。
- ④支え合う社会の心地よさを感じる。
- ⑤感染した場合の不安感を払拭する。
- ⑥予防のための欠席の合理性を理解させる。

3. 心のケア

(1) 不安の払拭に心掛ける。(必要に応じてスクールカウンセラー等の要請をする)

Ⅳ 保護者に協力していただきたいこと(お願い)

1. 健康管理・感染の防止のため

- (1) 学校での感染防止策について親子で確認してください。
- (2) 健康チェックカードへの記入は必ずしてください。(毎日提出)
- (3) ハンカチを2枚持たせてください。(人と共用させない)
- (4) 予備マスクを持参してください。(ランドセルに入れておいて下さい)
- (5) 発熱・咳などの風邪の症状があるときは、家で休養させてください。
※甲斐市の感染症対策マニュアルに則り、出席停止等の措置とします。

2. 欠席・遅刻・早退などについて連絡

- (1) 欠席・遅刻・早退などの場合は、当面の間は、学校へ直接電話して伝えてください。
(連絡カードは使いません。登校班の子には欠席することを連絡してください。)
- (2) 学校で体調が悪くなった場合は、早退させることがありますので、連絡がとれるようにしておいてください。

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応について

甲斐市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年12月より児童生徒の出席停止の取り扱いについて以下のように行っています。新年度を迎え、改めてお知らせいたしますので保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止についての基本的な考え方・・・児童生徒の安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とします。

2 出席停止の具体的な取扱い

※表中の「接触者」=児童生徒が幅広くPCR検査を受けられるよう保健所が特定するもの

| | | (1) | (2) | (3) | (4) | (5)① | (5)② | (5)③ |
|--------|------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 感染の状況 | 児童生徒 本人 が | | 児童生徒の 同居家族 が | | 児童生徒 本人 が | | | |
| | 感染(陽性)した | 濃厚接触者 または 接触者 と認定された | 濃厚接触者 または 接触者 と認定された | 濃厚接触者や接触者ではないが、 かぜの症状等でPCR検査 を受けた | かぜの症状等 がある | かぜの症状等 があり、医療機関を 受診 した | かぜの症状等 があり、医療機関を 受診 し、 PCR検査 を受けた | |
| 扱い | | 出席停止 | | | | | | |
| 出席停止期間 | 開始日 | 感染の判明した日 | 濃厚接触者または接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居家族の感染判明日) | 同居家族が濃厚接触者または接触者と認定された日 | 家族がPCR検査を受けることになった日 | 症状の出た日 | 症状の出た日 | 症状の出た日 |
| | 終了日 | 保健所や専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき | PCR検査で陰性とされれば、保健所に指示された期間(通常2週間自宅待機) ※陽性なら(1)へ | その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ | その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ | 3日以内に快癒すれば、原則、快癒した日の翌々日まで ※比較的軽いかぜの症状でも4日以上続いたら必ず医療機関を受診してください。 ※息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがあれば、すぐに医療機関を受診してください。 ※受診したら(5)②へ | PCR検査を受けず自宅観察となった場合、原則、快癒した日の翌々日 ※ただし医療機関の見解も考慮します。 ※PCR検査を受けたら(5)③へ | 陰性となった場合、受診医療機関等の指示する期間 ※陽性なら(1)へ |

- 上記(1)から(4)と(5)③のように、**本人や家族がPCR検査を受けることになったら、すぐに学校へ連絡を!**
- 休日夜間等、学校に連絡がつかないときは、甲斐市役所 055-276-2111 (甲斐市教育委員会: 055-278-1696) へ。学校に伝達し、学校から折り返し連絡します。(市役所日直につながった場合は、詳細を話す必要はなく「学校に緊急の連絡をとりたい」とし「学校名、学年、児童生徒名、電話番号」のみお伝えください)